

## 大阪市告示第140号

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）第13条第1項及び大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（平成26年大阪市規則第142号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

### 1 事案その1

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかつた旨）	令和7年10月11日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月18日午後6時35分頃、同禁止区域である大阪市中央区道頓堀1丁目10番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	細見 将生 堺市堺区出島町

### 2 事案その2

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかつた旨）	令和7年8月13日付けで、条例第11条第6項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年10月28日午後7時
------------------------------	---

	20分頃、同禁止区域である大阪市中央区道頓堀1丁目10番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	平元 海生 大阪市浪速区大国

### 3 事案その3

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和7年11月12日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月14日午後7時18分頃、同禁止区域である大阪市中央区宗右衛門町7番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	平元 海生 大阪市浪速区大国

### 4 事案その4

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和7年11月8日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年12月2日午後8時41分頃、同禁止区域である大阪市中央区道頓堀1丁目8番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	<p>細見 将生      堺市堺区出島町</p>

## 5 事案その5

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和7年11月19日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年12月17日午後5時52分頃、同禁止区域である大阪市中央区道頓堀1丁目9番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務	<p>高田 剛志      堺市堺区大浜北町</p>

所の所在地)

(市民局区政支援室地域安全担当)